

標 題：

リベリア籍船に対する SOLAS の要件

NK テクニカル インフォメーション

No. 3 7

関係船主，造船所 各 位

拝啓 貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて，現在，リベリア籍船には，“81改正 SOLAS”が適用されていますが，同改正 SOLAS 中，第Ⅱ-2章については，“83改正 SOLAS”（1983年に採択された SOLAS 1974）第Ⅱ-2章を“81改正 SOLAS”第Ⅱ-2章と同等と認め前者を代りに適用するよう，リベリア政府当局から指示がありましたのでお知らせ致します。

本取扱いは，今後，本会に入級申請のあります船舶から適用いたします。

但し，同政府からの指示により，1986年7月まであるいは別途指示があるまで，リベリア籍新造船は“83改正 SOLAS”第Ⅱ-2章に定める規則のうち，第5.6.3規則及び第3.5.2規則については，同規則に代り“81改正 SOLAS”第Ⅱ-2章第5.6.2規則に適合すれば差支えありません。

御参考までに，“83改正 SOLAS”第Ⅱ-2章は，“81改正 SOLAS”第Ⅱ-2章に対し単なる字句の修正以外には，次の通り修・改正されております。

1. “83改正 SOLAS”第Ⅱ-2章第15.6規則

F. P. T. への引火性油の積載の禁止。

2. “83改正 SOLAS”第Ⅱ-2章第5.6規則

居住区域，制御場所，機関区域（A類機関区域を除く），業務区域を

“Cargo area”の前方に配置する場合の規定を変更。

Combination Carrier に対する要件を追加。

尚，上記について御不明な点がございましたら，弊会船体部に御問い合わせ願います。

敬 具